

議案第43号

基山町課設置条例の一部改正について

基山町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町課設置条例の一部を改正する条例

基山町課設置条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 総務課

第2条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画政策課

第3条中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第10号までを4号ずつ繰り上げ、第11号から第13号までを削り、第14号を第7号とし、第15号から第17号までを7号ずつ繰り上げる。

第14条を第15条とし、第4条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 企画政策課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

- (1) 町の政策立案に関する事。
- (2) 総合計画に関する事。
- (3) 重要施策の調整に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 統計に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) 情報化の推進に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(基山町総合計画審議会条例の一部改正)

- 2 基山町総合計画審議会条例（昭和47年条例第11号）の一部を次のように改正する。
第10条中「総務企画課」を「企画政策課」に改める。

(基山町行政区域審議会設置条例の一部改正)

- 3 基山町行政区域審議会設置条例（昭和44年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第9条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(基山町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 4 基山町特別職報酬等審議会条例（昭和45年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の一部改正)

- 5 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第11条中「定住促進課」を「教育学習課」に改める。

第12条中「町長」を「教育委員会」に改める。

(基山町国民保護協議会条例の一部改正)

- 6 基山町国民保護協議会条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第8条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(基山町消防委員会条例の一部改正)

- 7 基山町消防委員会条例（昭和63年条例第34号）の一部を次のように改正する。
第9条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

提案理由

基山町総合計画、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の重要計画の推進と自治体DXの本格的導入のため、企画政策課の新設等の組織機構改革を令和4年4月1日付けで実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、基山町課設置条例及び関連例規を改正する必要がある。

令和3年12月16日原案可決